

○ 外国保険会社等供託金規則（平成八年法務省・大蔵省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
<p>第八条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならぬ。 「一〇九 略」</p> <p>（公示等）</p> <p>第十七条 令第二十六条第二項並びに第四項及び第五項（これらの規定を令第二十七条第五項において準用する場合を含む。）並びに令第二十七条第三項並びに第三条及び第七条（これらの規定を第十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する公示は、官報に掲載することによって行う。</p> <p>2 「略」</p>	<p>第八条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。 「一〇九 同上」</p> <p>（公示等）</p> <p>第十七条 令第二十六条第二項並びに第四項及び第五項（令第二十七条第五項において準用する場合を含む。）並びに令第二十七条第三項並びに第三条及び第七条（第十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する公示は、官報に掲載することによって行う。</p> <p>2 「同上」</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>